令和6年度 今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業 業務委託仕様書(案)

令和6年 月

福島県

この仕様書は、福島県(以下、「県」という。)が「今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業」(以下、「本事業」という。)の実施に当たり、知見を有している民間法人へ委託して行う「今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業業務委託」(以下、「本業務委託」という。)の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

県は、令和3年(2021年)12月に改定した「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」において、令和22年(2040年)頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを、再生可能エネルギーで生み出すという目標を引き続き掲げるとともに、持続可能なエネルギー社会の実現を新たな柱に加えた。

太陽光発電は、令和 4 年度末時点、本県における再エネ導入量の約 80%を占めていることから、本県の目標である「2040 年度再エネ 100%」を達成するうえで重要であり、今後も着実に導入量を伸ばしていく必要がある。

一方、新築住宅等の着工件数の減少や FIT 価格の低下などに伴う太陽光発電の新規導入件数の減少、自己所有以外の新たな導入手法が登場するなど、事業環境が大きく変わってきていることから、様々な観点からの現状把握が求められている。

本業務では、再生可能エネルギーの飛躍的な導入により本県の復興を推進するため、本県における太陽光発電の導入状況やポテンシャル、国や他県の動向等について調査を行い、新たな施策づくりの基礎とすることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年8月30日まで

3 委託業務内容

- (1) 太陽光発電に関する情報収集・整理・分析
- ① 県内7方部ごとの特性(日射量等の天候や地理的条件等)と導入状況(場所、形態、導入量等)
- ② 太陽光発電の動向と方向性
 - (ア) 国の政策・市場動向
 - (イ) 主な都道府県の政策動向と導入施策(他都道府県等及び福島県)
 - (ウ) 主な県内市町村の政策動向と導入施策
 - (エ) 太陽光発電設備メーカー、太陽光発電設備販売事業者、発電事業者、一般送配電事業 者等の動向(新技術、新市場、事業モデルの導入状況、課題等)
- (2) 福島県内における太陽光発電の導入ポテンシャル調査
 - ① 県内7方部ごとの導入ポテンシャル(白地の合計 kW、地域特性等)
 - ② 導入環境(導入対象となる施設(住宅・事業・農地・公共施設等、屋根・壁・ため池等、規制等))ごとの導入ポテンシャル
 - ③ 設備老朽化等による廃棄(マイナス)とリプレース(プラスマイナスゼロ)の導入量 への影響予測

- (3) 福島県内における太陽光発電の動向予測と導入拡大に向けた検討
 - ① 県内7方部ごとの動向予測と検討
 - (ア) 自然拡大・縮小シナリオ (施策なし):2027年度、2030年度、2040年度
 - (イ) 県導入目標実現に向けた積極的拡大のための検討(施策あり):2027年度、20 30年度、2040年度
 - ② 導入環境ごとの動向予測と検討
 - (ア) 自然拡大・縮小シナリオ(施策なし):2027年度、2030年度、2040年度
 - (イ) 県導入目標実現に向けた積極的拡大のための検討(施策あり):2027年度、20 30年度、2040年度
- (4) 福島県内における太陽光発電の導入ポテンシャルと施策の提案
 - ① 2027年度までの期間をターゲットとした導入ポテンシャル及び県施策の提案
 - ② 2030年度・2040年度をターゲットとした導入ポテンシャル及び県施策の提案

4 成果物の提出

(1) 受託者は、本業務の成果物を、次表のとおり提出すること。

名 称	形式	数量	提出期限
中間報告書	印刷物	1 部	令和6年6月28日(金)
	電子データ	1式	
業務完了報告書	印刷物	1 部	令和6年8月30日(金)
	電子データ	1式	

- (2) 成果品はすべて県の所有とし、県の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (3) 電子データは編集可能な形式と、PDF形式の2種類とすること。
- (4) 成果品の納入後であっても、作成内容の修正等が必要な場合は責任を持って補正すること。

5 提出書類

受託者は、下表の書類を、県の指定する日までに提出しなければならない。

名 称	形式	数量	提出期限
委託業務着手届	印刷物	1部	業務着手後速やかに
(別記第1号様式)	電子データ	1式	
業務計画書	印刷物	1部	県の指定する日まで
(任意様式)	電子データ	1式	
打合せ議事録	電子データ	1式	打合せ後、なるべく早く
(任意様式)	電丁/ ラク	1 14	
委託業務完了届	印刷物	1部	業務完了後速やかに
(別記第2号様式)	電子データ	1式	
その他	電子データ	1式	県の指定する日まで
県の指示したもの		1 1/4	

6 協議・打合せ

本業務委託の実施に当たっては、適宜、県や関係事業者等との打合せを行い、業務進捗の 報告や情報収集、合意形成を図ること。

7 契約に関する条件等

(1)機密保持

- ① 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報その他知り得た情報を、当該業務委託を遂行する者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- ② 受注者は、本業務委託に関して県から貸与された情報その他知り得た情報を当該業務委託の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(2) 再委託について

- ① 受託者は、本業務委託の全てを自ら実施するものとし、その全部を一括して第三者に 委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次号の定めに従い、本業務委託の一 部を第三者に委託し、又は請け負わせること(以下、「再委託」という。)ができる。
- ② 受注者は、再委託をする場合は、再委託の相手(以下、「再委託先」という。)を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等について書面をもって説明し、再委託に先立って県の書面による承認を得なければならない。
- ③ 受注者は、前号により再委託を行う場合であっても、再委託先の受託業務の遂行過程及び結果に対して、本業務委託の受注者としての責任を負うものとする。

8 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

- ① 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。
- ② 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。
- ③ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。
- ④ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により県に損害が生じた場合には、受託者は県に対してその損害を賠償しなければならない。
- ⑤ 本業務委託により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は 県に帰属する。
- ⑥ 経理処理については、経済産業省が公表している委託事業事務処理マニュアルに 準じて行うこと。
- ⑦ 本業務委託遂行上疑義が生じた場合には、県と受注者とが協議の上決定する。

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所 名称 代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着 手しましたので届け出ます。

記

- 1 業 務 名
- 2 委託料の額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日 履行期限 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者

責任者氏名: 担当者氏名:

連絡先:(電話番号)

(電子メール)

委託業務完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所 名称 代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業 務 名
- 2 委託料の額 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着 手 令和 年 月 日 完 了 令和 年 月 日
- 4 本件責任者及び担当者

責任者氏名: 担当者氏名:

連絡先:(電話番号)

(電子メール)